

平成 22 年 10 月 1 日

視覚障がい者の方への対応について

当組合は、社会的な要望や金融機関の公共的な役割を踏まえ、平成 22 年 10 月 1 日より、視覚障がい者の方々が預金の口座開設、払戻請求等の手続きが困難な場合に下記の通り、職員が代筆できるように事務取扱規定を改正致しました。

これからも地域のみなさまの生活の向上に貢献する信用組合であるべく、ふれあいを大切に歩んで参ります。

記

職員による代筆

視覚障がい者の方が自署困難で、職員へ代筆の依頼があった時は、極力付添人の同伴を求め致しますが、真にやむを得ないと判断した場合は、役席者が立会いのもと職員が代筆を致します。

身体障害者手帳により、ご本人確認をさせていただきます。

[対象取引]

預金等の新規口座開設申込書、キャッシュカード発行依頼書、入金伝票、払戻請求書、解約手続き（証書裏書）、振込依頼書、諸届（紛失、変更届、再発行依頼書等）、諸自動振替契約書と致します。以上の取引以外の融資取引、当座勘定取引、与信取引等は対象外と致します。

以 上